

◎新潟県告示第1500号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第50条の9第1項の規定により、次の第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を平成24年12月13日に認可した。

平成24年12月21日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 再開発会社の名称  
高田まちづくり株式会社
- 2 市街地再開発事業の種類及び名称  
本町五丁目地区第一種市街地再開発事業
- 3 事業施行期間  
平成22年3月30日から平成25年3月31日まで
- 4 施行地区  
上越市本町5丁目162番から188番まで及び187番、189番、190番の各一部
- 5 事務所の所在地  
上越市藤巻8番64号
- 6 施行認可の年月日  
平成22年3月19日